

＜グローバル株式議決権行使ガイドライン＞

新旧対照表(下線部は変更箇所を示す)

項目	改定後（新）	現行（旧）
A 会計 監査人の 選任	<p>□ 会計監査人の選任を求める会社提案については、下記の場合を除き原則として賛成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会計監査人と企業に利害関係が認められ、独立性が認められない場合 ●過大な非監査費用が会計監査人に支払われている場合 ●会計監査人が会社の財務状況について正確ではない意見を表明したと判断できる理由がある場合 ●<u>会計監査人の定期的な交代が求められる市場において、定期的な交代がなされない場合</u> 	<p>□ 会計監査人の選任を求める会社提案については、下記の場合を除き原則として賛成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会計監査人と企業に利害関係が認められ、独立性が認められない場合 ●過大な非監査費用が会計監査人に支払われている場合 ●会計監査人が会社の財務状況について正確ではない意見を表明したと判断できる理由がある場合